

サラリーマンへの大増税となる定率減税廃止は許せません

1 2 日本会議での市川英子議員の討論の要旨を紹介します。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

の件、承認に反対の立場から討論を行います。

これは羽村市税賦課徴収条例の一部を改正する条例ですが、主な内容としては

- 1 , 所得税から個人住民税への税源移譲に係るもの
- 2 , 定率減税の廃止
- 3 , 土地にかかわる固定資産税の負担調整
- 4 , 耐震改修促進税制の創設
- 5 , 地震保険料控除の創設
- 6 , たばこ税率の引き上げ

その他となっています。

税源移譲で 所得の多い人は減税

個々の納税者には負担増になる場合がある

将来には累進課税（所得の再配分機能）が無くなる方向も

このうち、所得税から個人住民税への税源移譲に係るものですが、これについては、個々の納税者の所得税と個人住民税を合わせた負担額の合計額が変わらないような様々な措置がされています。しかし、全く変わらないかというところでもないようです。

人的控除以外の控除、つまり、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、が所得税と個人住民税で差があるのに、これに対する措置がされてないので、若干の負担増が生まれる場合があるということと、所得の多い人について、税負担が減るということです。答弁では年収1200万円の人で年8000～9000円ほど減税になるとのことです。これらはわずかな額とのことですが、低所得者には負担増、高額所得者には負担減ということで、問題があると考えます。さらに、所得の再配分機能となっている累進課税がなくなっていく方向性もひそんでいるようで、注意が必要だと考えます。

定率減税廃止で市民負担増は1億5千万円になります

「サラリーマン増税はしない」の自民党・公明党の公約はいったいどこへ

今回の改正で最大の問題は、定率減税の廃止です。この影響額は羽村市で約1億5千万円の増、つまり市民にとって大幅増税です。所得税の定率減税の廃止とあわせて、サラリーマンにとって大変な負担増となります。自民党や公明党は昨年9月の衆議院選挙の時に「サラリーマン増税はしない」と公約しました。ところが選挙で自民党が勝ったとたん、政府は定率減税の廃止を打ち出しました。与党は「定率減税廃止の影響を受けるのはサラリーマンだけではない」と言い訳していますが、増税の影響額の8割以上がサラリーマン世帯の負担になります。

政府は景気が良くなったなどといっていますが、民間で働くサラリーマン世帯の収入は減り続けており、一方、大企業は空前の利益をあげています。景気の回復を増税の理由にするなら、サラリーマン増税でなく、大企業の法人税を元のように引き上げ、もうかっている大企業に応分の負担を求めるべきです。

次に、土地にかかわる固定資産税の負担調整ですが、

土地の固定資産税については1994年の評価替えで、大幅な負担増となる「土地の7割評価」が実施されました。つまり、固定資産税評価額を地価公示価格の7割とするわけですが、いっぺんに上げると大変なので、経過措置として、固定資産税の計算のもととなる課税標準額をすこしずつ上げて、課税標準額を固定資産税評価額（条例では「固定資産税の課税標準となるべき価格」といっていますが）に近づけていく「負担調整」が行われています。この負担調整がこれまで5つのランクにわけて、引き上げる割合が決められていましたが、これからは一律に、引き上げの目標となる固定資産税評価額の5%を前の年の課税標準額に加えるというものです。

政府の言い分はこの負担調整を「簡素化し、負担水準が低い土地について均衡化をいっそう促進する」ということですが、結局増税が強化されることとなります。

これは後の議案にある都市計画税にも連動するもので、固定資産税、都市計画税の増税が市民の税負担増となり、地代や家賃への影響も心配されます。

以上、市民にとって、税負担を大幅に増やすことになるので、税賦課徴収条例の改正の専決処分の承認に反対します。

無料法律相談・7月11日（火）午後1時30分～（弁護士が対応します）
労働（リストラ・賃金不払いなど）、福祉、医療、教育などどんな相談でもお気軽に